

京都市健康増進センター条例の一部を改正する条例（平成16年3月31日京都市
条例第75号）（保健福祉局保健衛生推進室健康増進課）

京都市健康増進センターにおいて、医療法第1条の5第2項に規定する診療所
としての事業を行うこととするとともに、規定を整備することとしました。

なお、当該事業に係る部分の開所時間及び休所日は、次のとおりです。

開所時間 午前9時から正午まで（火曜日及び金曜日にあっては、午前9時から
正午まで及び午後2時から午後4時まで）の間において、市長が定め
る時間

休所日 日曜日、土曜日、1月1日から同月4日まで、6月の第4火曜日か
らその週の木曜日まで及び12月28日から同月31日まで並びに
市長が定める日

この条例は、平成16年4月1日から施行することとしました。

京都市健康増進センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊本 頼兼

京都市条例第75号

京都市健康増進センター条例の一部を改正する条例

京都市健康増進センター条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所としての事業

第7条第1項中「第13条」を「第14条」に改め、同条第2項中「額」の右に「及び健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法中医科診療報酬点数表又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準中老人医科診療報酬点数表により算定した額」を加える。

第14条を第15条とし、第10条から第13条までを1条ずつ繰り下げる。

第9条の見出し中「利用料金」を「利用料金等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

第9条を第10条とする。

第8条の見出し中「利用料金」を「利用料金等」に改め、同条中「利用料金」の右に「及び既納の手数料」を加え、同条を第9条とする。

第7条の次に次の1条を加える。

(手数料)

第8条 証明書, 診断書その他の書類の交付を受けようとする者は, 別に定める手数料を納入しなければならない。

2 前項の手料は, 同項の書類の交付を受ける際に納入しなければならない。

別表第1 1の項中「次項」の右に「及び3の項」を, 「休日」の右に「(以下「休日」という。)」を加え, 同表2の項を次のように改める。

2	健康度測定 の用に供する 部分	午前8時30分から午後9時 (休日にあつては, 午後5時) までの間において, 市長が定め る時間	日曜日, 土曜日, 1月1日 から同月4日まで, 6月の 第4火曜日からその週の木
3	第2条第2号 に掲げる事業 の用に供する 部分	午前9時から正午まで(火曜日 及び金曜日にあつては, 午前9 時から正午まで及び午後2時 から午後4時まで)の間におい て, 市長が定める時間	曜日まで及び12月28日 から同月31日まで並びに 市長が定める日

附 則

この条例は, 平成16年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室健康増進課)